

○入札説明書（紙入札）

令和５年度 茨城県中小企業団体中央会カラー複合機リース及び保守業務（以下「業務」という。）に係る入札公告に基づく一般競争入札については、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義があるときは、下記３に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

１．公告日

令和５年２月１０日（金）

２．入札に付する事項

(1)概要

本業務は、令和５年度 茨城県中小企業団体中央会が利用するカラー複合機（これに付帯する保守等も含む）を導入するものである（一般競争入札）。

(2)業務名称

令和５年度 茨城県中小企業団体中央会カラー複合機リース及び保守業務

(3)業務内容

別添「令和５年度 茨城県中小企業団体中央会カラー複合機リース及び保守業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4)リース・保守期間

令和５年４月２７日から令和１０年４月２６日まで（６０か月）

(5)納入期限

令和５年４月２７日から運用を開始できるように納入すること。落札者の事由により納入期限内の履行が見込めないときは、契約を解除することがある。

(6)納入場所

茨城県水戸市桜川２丁目２番３５号 茨城県産業会館８階
茨城県中小企業団体中央会

(7)この入札は、書面により行う案件であり、入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は次の書式を提出する。

- ア （様式１）一般競争入札参加資格確認申請書
- イ （様式２）保守体制証明書
- ウ （様式３）履行（仕様確認）証明書
- エ （様式４）誓約書
- オ （様式５）入札書

3. 担当所属（お問合せ先）

茨城県中小企業団体中央会 総務課

〒310-0801 水戸市桜川2丁目2番35号 茨城県産業会館8階

TEL 029-224-8030

FAX 029-224-6446

メール soumu@chuoukai-ibarakai.jp

4. 入札参加資格

- ①茨城県内に本社又は支店・営業所があること。
- ②リース機器に対する確実かつ迅速な保守体制が整備されていることを証明した者であること。
- ③仕様書に示す事項を確実に履行できることを証明した者であること。
- ④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- ⑤政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- ⑥茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格に登録されていること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- ⑦次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋等、社会運等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。（以下「反社会的勢力」という。））
 - イ 反社会的勢力が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
 - ウ 反社会的勢力を不当に利用していると認められる者
 - エ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
 - オ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ⑧茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号に規定する者でないこと。
- ⑨無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- ⑩会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

5. 入札等の手続き

本入札に参加を希望する者のうち、届出及び入札は、書面により書類等の提出や入札をすることができる。この場合における書面は、紙媒体に限るものとする。

6. 入札説明書等に関する質問

(1) 入札参加者は、入札説明書及び仕様書に対して質問がある場合は、次の方法により質問すること。

ア 質問受付期間

令和5年2月10日（金）から2月14日（火）17時まで

イ 質問受付先

3の担当所属に同じ

ウ 方法

ファックス又はメール

(2) 質問に対する回答日及び方法は、次のとおりとする。

ア 回答日

質問受付期間内に質問を受けた日から2営業日以内

イ 方法

ファックス又はメール

7. 入札参加資格等の確認

入札参加者は、次のとおり、郵送又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）に2の(7)のイからエを添付して提出し、本会から入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和5年2月20日（月）正午 必着

(2) 提出方法

提出物一式は、郵送または持参により提出すること。

(3) 提出先

3の担当所属に同じ。

(4) 結果通知方法

ア 入札参加者は提出した書類について本会から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

イ 本会は入札参加資格の有無について審査し、令和5年2月22日（水）までに、証明書等審査結果通知書をファックス又はメールにより通知する。なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8. 入札の辞退

入札参加者が入札を辞退する場合は、3の担当所属へ郵送又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届（任意書式）を提出するものとする。

9. 入札について

(1) 入札日時・場所

令和5年2月24日（金） 14時00分～ （13時40分 受付開始）

茨城県産業会館 中会議室（水戸市桜川2丁目2番35号）

(2) 開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、本件入札事務に関係のない本会職員を立会人として立ち合わせて行うものとする。

(3) 入札時の必要書類

①(様式5)入札書 2部

- ・社印を押印して金額を記載したもの 1部（入札金額には、カラー複合機一式の設置及び保守並びに印刷代金等仕様書に基づく全ての経費を含むものとする。記載方法は9（4）参照。）
- ・社印を押印して金額を記載していないもの 1部（1回目の入札で予定価格を下回る業者がいなかった場合、また、最低制限価格を上回る業者がいなかった場合に使用）

※金額を記載した入札書は封緘して持参。「10. 入札書封筒の提出方法」を参照

②身分を証明するもの

代表取締役の場合は「名刺」、その他の役職者の場合は「委任状」と、身分を証明するもの（社員証または運転免許証等）を持参

(4) 入札書の記載方法

- ・入札書の単価（A）欄に、月額リース料、モノクロ印刷単価、カラー印刷単価をそれぞれ税抜きで

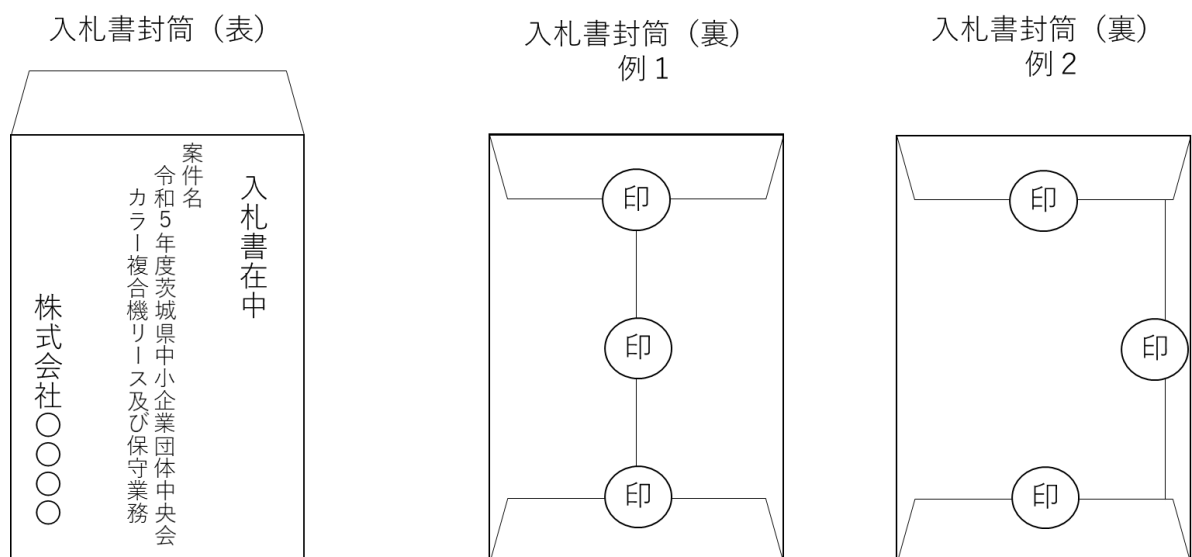
記載する。(C) 欄の①には月額リース料、②にはモノクロ印刷単価に(B)の予定印刷数量を乗じた金額を、③にはカラー印刷単価に(B)の予定印刷数量を乗じた金額を記載する。なお、月額リース料は円止めとし、モノクロ1枚、カラー1枚あたりの印刷単価は銭単位とする。

- ・(C) 欄の①、②、③の合計額を合計金額④に記入し、④の税込金額を、⑤(税込合計金額)に記載し、この額を入札金額に記載するものとする。

10. 入札書封筒の提出方法

- (1) 入札書を封筒に入れ封筒を封緘(封の糊付け)し、封筒は封印(押印)して提出。封筒に封緘及び封印のないものは無効。
- (2) 縦書き横書きどちらでも有効。
- (3) 印は社印と同じものを使用し、封筒の継ぎ目3か所へ押印。
下記の封筒はあくまでも例である。使用する封筒に応じて封緘、封筒の継ぎ目に封印(押印)。

(封筒の作成例)



11. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (4) 虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書及び添付の書類を提出した者がした入札
- (5) 指定の日時まで提出されなかった入札
- (6) 入札において、記名を欠くとき
- (7) 入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (8) 入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (9) 入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (10) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (11) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

12. 落札者の決定方法等

- (1) 本会が定めた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす

る。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会人にくじを引かせるものとする。

(2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととする。

1 3. 再度入札

(1) 再度入札は1回とする。

(2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における価格の下位の入札者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

1 4. 契約書作成の要否

(1) 本会は契約の相手方が決定したときは、当該決定の通知が落札者に到達した日から5営業日以内に契約の締結に応じるものとする。

(2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

1 5. その他

※当日、上記9（3）の書類を忘れた場合、入札への参加資格を失う。

※入札の受付は20分前から開始する。遅刻は認めない。

※落札者は、入札終了後、当会の担当者と詳細打ち合わせを行う。